

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和2年7月7日	飛騨運輸株式会社(法人番号2200001025131) 代表者 漆山喜久雄	岐阜県高山市上岡本町1丁目50	米原支店営業所	滋賀県米原市梅ヶ原字針ヶ崎270-3	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項	令和2年1月20日及び同年1月30日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)定期点検整備等の未実施【定期点検整備等の未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の2、道路運送車両法第48条)、(2)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(3)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)	3	3
令和2年7月14日	株式会社宝塚急配社(法人番号8140001081670) 代表者 中原輝満	兵庫県宝塚市米谷1-9-28	本社営業所	兵庫県宝塚市米谷1-9-28	輸送施設の使用停止(120日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項	令和元年6月27日、同年7月6日及び同年12月4日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。12件の違反が認められた。(1)(2)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】及び【乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反】(法第9条第1項)、(3)(4)事業計画変更の事後届出違反【主たる事務所の名称及び位置の変更違反】及【営業所又は荷扱所の名称、位置の変更違反】(法第9条第3項後段)、(5)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(6)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(7)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項から第3項)、(8)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(9)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(10)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(11)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第15条)、(12)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	12	12

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和2年7月14日	有限会社ウツミ(法人番号1120002051524) 代表者角井貴美世	大阪府大阪市西成区梅南2丁目5番31号	本社営業所	大阪府大阪市西成区梅南2丁目5番31号	輸送施設の使用停止(120日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項	平成31年4月24日及び令和元年6月17日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。10件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(法第9条第1項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(3)点呼の実施違反【不適切】(安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録違反【記録】(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(7)(8)運転者台帳【作成】及び【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(9)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(10)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	12	12
令和2年7月17日	株式会社奥野興業(法人番号7120101039514) 代表者奥野昭三	大阪府泉佐野市長滝1676-1	本社営業所	大阪府泉佐野市長滝1676-1	輸送施設の使用停止(90日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項	令和2年2月3日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)定期点検整備等の未実施【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)	9	9

行政処分等の 年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和2年7月27日	共栄工運株式会社(法人番号9120901023475) 代表者 中山繁	大阪府豊中市庄内宝町3-8-16	本社営業所	大阪府豊中市庄内宝町3-8-16	輸送施設の使用停止 (170日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第4項	令和元年12月11日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。10件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(6)(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反、運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存【記録】(安全規則第10条第1項)、(8)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(9)定期点検整備等の未実施【定期点検整備等の未実施】(安全規則第13条、道路運送車両法第48条)、(10)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	17	17
令和2年7月28日	株式会社吉川運送(法人番号1120901002461) 代表者 白和秀行	大阪府茨木市大手町9-26	本店営業所	大阪府茨木市大手町9-26	輸送施設の使用停止 (25日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第4項	令和2年1月23日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項から第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(6)定期点検整備等の未実施【定期点検整備等の未実施】(安全規則第13条、道路運送車両法第48条)	3	3

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和2年7月29日	株式会社みやこコーポレーション(法人番号4130001027570) 代表者小林正嗣	京都府八幡市上津屋中堤153番	本社営業所	京都府八幡市上津屋中堤153番	輸送施設の使用停止(110日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項	令和元年10月24日及び同年12月19日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。9件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車庫の位置及び収容能力違反】(法第9条第1項)、(2)事業計画変更事前届出違反【各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反】(法第9条第3項前段)、(3)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(4)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(5)点呼の実施違反【未実施】及び【不適切】(安全規則第7条第1項から第3項)、(6)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(7)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(8)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反(安全規則第10条第1項)、(9)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	11	11
令和2年7月30日	山勇運輸株式会社(法人番号4120101008067) 代表者山本勇	大阪府堺市大豆塚町一丁21番地の1	京都営業所	京都府京都市山科区勸修寺下ノ茶屋町40-5	輸送施設の使用停止(150日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項	令和2年1月17日、同年2月7日及び同年2月26日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。10件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車庫の位置及び収容能力違反】(法第9条第1項)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(4)点検整備記録簿等の記載違反等【記録の保存】(安全規則第3条の2、道路運送車両法第49条)、(5)点呼の記録違反【記録】(安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(8)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(9)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(10)健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(法第24条の4第1項)	15	15

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和2年7月30日	嵯峨運輸株式会社(法人番号5130001010666) 代表者 大井雅博	京都府京都市南区吉祥院蒔絵町25-1	本社営業所	京都府京都市南区吉祥院蒔絵町25-1	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項	令和2年1月23日及び同年2月25日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項から第3項)	4	4
令和2年7月31日	丸進運輸株式会社(法人番号5140001078950) 代表者 半田静夫	兵庫県伊丹市森本8-104	神戸営業所	兵庫県神戸市西区神出町田井310	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和2年2月19日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(6)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	2	2
令和2年7月31日	有限会社北村運送(法人番号1170002010509) 代表者 北村吉章	和歌山県日高郡由良町大字里8	本社営業所	和歌山県日高郡由良町大字里8	輸送施設の使用停止(70日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項	令和2年2月20日及び同年3月19日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。10件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)(5)点呼の記録違反【記録】及び【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(7)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(8)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反(安全規則第10条第1項)、(9)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(10)定期点検整備等の未実施【定期点検整備等の未実施】(安全規則第13条、道路運送車両法第48条)	7	7